

8 重度身体障がい者タクシー料金助成

重度身体障害者（児）の生活圏拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を行います。

区 分	内 容
助 成 対 象 者	<p>町内に在住で身体障がい者手帳の交付を受けた方 ※自動車税の免除を受けている者は除く（ただし、冬期間は除く・詳細下記）</p> <p>① 1 級又は 2 級の下肢障がい及び体幹障がい ② 1 級の視覚障害者または内部障害 ③ 下肢障がいまたは体幹障がい が 3 級又は 4 級で、かつ他の障がい名が加わり 総合して 1 級または 2 級の重度障がい者</p> <p>※自動車税の免除を受けている場合については通年交付の対象とはなりません が、冬期間（1～3月）に通院等で利用する場合に限り、6枚を限度として 交付することができます。（12月中に申請お願いします。）</p>
助 成 額	<p>年額11,280円（基本料金470円×24回）助成。 ただし、申請月により月割交付します。</p> <p>※ せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条 例の対象サービスです</p>
利用できる会社	<ul style="list-style-type: none"> ・東ハイヤー TEL (0137) 84-5411 ・介護タクシーかもめ TEL (0137) 87-2250
申 請 窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・役場保健福祉課福祉係（健康センター内） TEL (0137) 84-5111 ・瀬棚総合支所地域町民課福祉係 TEL (0137) 87-3311 ・大成総合支所地域町民課福祉係 TEL (01398) 4-5511